

平成 2 9 年度

雲仙市農地等利用最適化推進施策
に関する意見書

平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日

雲仙市農業委員会

雲仙市農地等利用最適化推進施策に関する意見書

2015 農林業センサスでは、雲仙市の販売農家の高齢化率は 48.1%で、平均年齢は 61.5 歳となっており、全国・九州・長崎県に比べて低い数値となっていますが、島原半島 3 市においては、最も高齢化が進んでいます。

このような状況を踏まえ、本市農業委員会としては、優先して取り組むべき事項として、農業労働力の低下が及ぼす現状を把握し、有効な方策を模索するため、「農業者の高齢化や後継者不足に伴う労働力不足」について、テーマを絞り、農業者関係団体との意見交換会を実施しました。

零細農家や高齢農家と認定農業者等の担い手農家に対する労力確保の考え方に違いがあることから、それぞれにあった対策を講じる必要があります。

また、農業委員会等に関する法律の改正法が本年 4 月に施行されたことに伴い、雲仙市においては、平成 30 年 8 月から新しい体制に移行することから、次年度中に条例制定や募集等の準備を進める必要があります。

つきましては、平成 29 年度の農業施策及び農業関係予算の編成にあたり、農業がやりがいと魅力のある産業として持続的な維持・発展を遂げていくことが出来るよう、事業計画や予算の確保等について特段のご配慮を賜りたく、雲仙市農業委員会として、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等について、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定により意見を提出します。

なお、同条第 2 項で、「関係行政機関等は、提出された意見を考慮しなければならない。」と規定されていますので申し添えます。

平成 28 年 12 月 12 日

雲仙市長 金 澤 秀 三 郎 様

雲仙市農業委員会

会長 川 内 幸 徳

1. 認定農業者等の担い手に対する労力確保対策について

認定農業者などの担い手農家については、兼業農家に比べれば比較的に後継者は残っているものの、同じ作型農家で同時期に雇用を必要とするため、必然的に労働者不足に陥っている状態であり、繁忙期の労力不足は大きな課題となっています。

雇用型農業経営は、規模拡大や家族労働力の低下に伴い常時雇用が増加していますが、地縁・血縁による被雇用者の不足や人口減少等により、繁忙期の雇用したい時期に被雇用者がいないのが現状であり、労働力を確保するための対策と通年で雇用できる仕組みづくりが重要となっています。

このことにより、個人での常時雇用が難しいことから、他産業や異なる農業形態分野との労働力相互補完の仕組みを研究し、グループ化による農作業の効率化や労働力の確保を行う「常時雇用できる農業者グループづくり」を推進する必要があります。

また、県では収穫時などの労働力確保に向けて、国家戦略特区による外国人就農を提案しており、農業総生産額が県全体の43.9%を占める島原半島においては、特に重要な取り組みであると思われます。

そのため、次の事を要望します。

1) 常時雇用できる農業者グループづくりと被雇用者確保対策

異なる農業形態分野や作型の組み合わせで、年間を通じて雇用できる農業者グループ等の育成や、他産業との連携により労働力を補完できる仕組みを研究し、構築すること。

併せて、被雇用者の確保対策として、失業者や定年され年金を受給されるまでの方等のリストアップを通じて、農業での再雇用に繋がる道筋を確立すること。

さらに、これらを推進するために、農業関係団体等と農業者が年間を通じて雇用できる仕組みづくりについて協議し、雇用についてのサポート体制を整備すること。

2) 国家戦略特区による外国人就農の支援

外国人技能実習制度の現状と課題を認識しつつ、県の提案である「国家戦略特区による外国人就農」は本市にとって重要な取り組みであると思われるので、本市が率先して賛同するとともに、いち早く取り組めるよう体制整備を行うこと。

2. 集落営農組織の育成について

圃場条件が良い農地については、担い手等により借り受けられていますが、そうでない農地については、借り手がなく、自作でしか対応できない状況となっており、高齢化が進んでいる地域においては、離農せざるを得ない農家が確実に増え、遊休農地も必然的に増加することとなります。

特に、条件不利地での個々の営農活動は中山間地域等直接支払制度により何とか維持しているものの、限界に近づいており、地域にあった集落単位の取り組み、つまり集落営農組織づくりを、今、強力に推進しなければ手遅れになる可能性が非常に高いと推察されます。

また、水田地帯においては、水稻の栽培しか行われず、収益が上がらないことから、農外収入により機械を購入し、赤字を承知で農地を維持している状況です。機械経費の削減や労力軽減を図るためにも、集落営農組織の育成が重要となっております。

集落営農が地域の担い手となることで、小規模農家や高齢農家へも集落営農組織を通じて様々な政策支援が可能となり、労働力の確保についてもオペレーターを育成することで、解決しやすくなります。また地域が纏まることにより、基盤整備の推進も容易となる事が考えられます。

集落営農を推進するためには、「核」となる組織や取り纏める人材が地域に必要であることから、まずは水田地帯の土地改良区や中山間地域等直接支払協定集落において推進することが有効であると考えます。集落営農には「共同利用型」「作業受託型」「協業経営型」があり、地域の合意形成活動を十分に行った上で、地域にあった組織づくりを進めなければなり

ません。

このことは、「雲仙市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「雲仙市農林水産振興計画」で集落営農の組織化・法人化の促進が謳われており、着実に推進する必要があります。しかし、その取り組みは十分とは言えず、集落営農について知らないとの声も上がっております。

そのため、集落営農への取り組みが確実に実施されるよう次の事を要望します。

1) 集落営農の組織づくりの推進

地域にあった集落営農の組織づくりを進めるにあたり、合意形成活動にかなりの時間を要するため、推進するための体制を整備し、水田地帯の土地改良区や中山間地域等直接支払協定集落などの中で計画的かつ強力に集落営農を推進し、組織の育成を図ること。また、集落内の農家外も含む多様な人材の加入も視野に入れた推進を行うこと。

この取り組みについては、喫緊の課題であり、業務の最優先事項として取り扱うこと。

2) 農用地利用改善団体の結成

地域の合意形成の中で農用地利用規程を定め、集落営農組織を位置づける必要があるため、集落営農組織の育成に併せて農用地利用改善団体を結成するよう指導すること。

3) 集落営農組織の法人化の促進

既存の集落営農組織については、法的に位置づけられた組織となるよう法人化に向けた指導を強化すること。

3. 農業委員会等に関する法律の改正に伴う対応について

改正法では、農業委員の選出方法について、選挙制度や、議会推薦・団体推薦による選任制度を廃止し、地域からの推薦・公募制度に切り替わり、市議会の同意を要件とする市長の選任委員に一元化されます。これに伴い、農業委員の過半は認定農業者の中から選任するとともに、農業分野に利害関係なく公正に判断できる者を必ず入れることとなります。また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にし、さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用することが謳われております。

また、新たに農地利用最適化の推進業務が追加され、農業委員会の指揮の下で、各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員を新設し、推進委員は、地域からの推薦・公募等により、農業委員会が選任することとなります。

さらに、事務局については、知識や経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めるとともに、市長は必要な協力をするよう努めなければならないとされております。

そのため、農業委員の選任や事務局体制について次の事を要望します。

農業委員の役割は、農地の確保・有効活用と担い手の確保・育成など地域農業の振興を図ることであり、農業に関する知識は勿論のこと、地域事情に精通し、地域のリーダー的人材が、最も適している。このことを踏まえ地域バランスを考慮した選任を行うこと。併せて女性・青年の積極的な登用を行うこと。

また、農業委員会の事務は、農地中間管理事業や遊休農地関連等の業務が増加しており、許認可業務とともに新たに追加された業務等に適切に対応するため、事務局の体制強化及び必要となる予算措置を含め、協力支援を行うこと。